

「宇都宮市指定児童発達支援事業所等における給食費負担軽減事業補助金」のご案内



安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進するため、指定児童発達支援事業所、児童発達支援センターを利用する児童の保護者に対し、事業所利用の際に生じる給食費への補助を実施します！

■対象者

下記のすべてに該当する方

- ① 宇都宮市が発行する障害児通所受給者証を所持している
- ② 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター含む)を利用している
- ③ 指定児童発達支援事業所において給食の提供を受け、給食費を支払っている
- ④ 保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等には在籍していない
※保育所等に在籍している方は、保育所等の補助金が対象となります。

■補助金内容

月額2,000円を上限として、指定児童発達支援事業所等の利用の際に生じる給食費(おやつ代除く。)の補助を実施します。

■申請方法

補助金交付申請書に給食費の支払い内容が分かる領収書・明細書(原本)及び振込先に係る通帳の写しを添付し、子ども発達センターに提出してください。

【注意事項】

- ・ 申請書は一月につき1枚必要です。
- ・ 領収書は領収印のあるものを添付してください。
- ・ 通帳は店番・口座名義等が分かるページの写しを添付してください。
- ・ 領収書を紛失した場合や領収書で給食費の支払い内容が分からない場合は、申請書内の「事業所証明欄」に事業所の証明をもらってください。

■申請期限等

- ・ 給食費の該当月翌月から申請が可能です。
- ・ 申請できる期間は給食費の該当月翌月から1年間となります。

■受付開始

令和7年5月1日から随時受付

■申請先

〒320-0851 宇都宮市鶴田町 970-1

子ども発達センター 交流管理グループ

申請書は市ホームページ(<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>)からダウンロードできます。詳細は市ホームページをご確認ください。



<二次元コード>

【問い合わせ先】

宇都宮市 子ども発達センター 交流・管理グループ
Tel : 028-647-4721